

## 令和4年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和4年(2022年)12月8日(木)  
質問者 民主・道民連合 沖田 清志 委員  
答弁者 少子高齢化対策監 鈴木 一博  
次長兼ケアラー支援担当局長 野澤 めぐみ  
障がい者保健福祉課長 秋田 裕幸  
高齢者保健福祉課長 高屋 正人  
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

### ○沖田清志委員

先般、道ではケアラー支援推進計画の素案を公表されました。ここに私も持ってきましたけれども、本当に資料を含めると分厚くてですね、道の総合計画にも負けないぐらいのボリュームがあって、皆さんのやる気というものが窺えるわけでありますけれども、読むにはちょっと大変でありました。

この中ではですね、課題として「認知度」、「相談体制」、「地域全体で支え合うこと」、この大きく3点を掲げておられて、計画に示された内容について、以下伺ってまいりたいと思います。

まず認知度についてですけれども、支援については、これまでですね、理念や必要となる施策の考え方等について議会でも議論を重ねながら、条例を制定して、本年度から取組が本格化していると理解しております。

今回、施策の実効性を高めるための推進計画の策定作業を進めているわけでありますけれども、素案の中で、今後の支援の充実につながるような施策の記載が正直見えないわけであります。例えば、いの一歩に取り組んでいるこの認知度向上ですけれども、最終年度の目標を50%としています。国ではですね、集中対策期間の3年間で中高生の認知度50%としています。道民も、児童生徒も、相談窓口も50%以上と画一的で非常にこの消極的な目標設定と感じざるを得ないわけでありますけれども、国が中高生50%だけであれば、道としてはですね、中高生に対するもっと意欲的な目標設定とすべきではないかと考えるわけですが、認知度に関する数値目標の設置の考え方についてお伺いをいたします。

### ○子ども子育て支援課自立支援担当課長

認知度に関する目標設定についてでございますが、国では、令和4年度から6年度までの3年間をヤングケアラーの集中取組期間として、中高生の認知度50%を目標に、広報啓発活動を展開しているところでございます。

ヤングケアラーにつきましては、本人にその自覚がなく、また、家庭内のデリケートな問題から悩みを言い出しにくい特性を考慮いたしまして、道では小学生まで対象者を拡大し、今後3年間で認知度50%以上とする目標としたところでございます。

また、孤立しがちなヤングケアラーを支えるためには、周囲の方々の気づきを促すとともに、

困ったときの相談先を承知しておく必要がありますことから、道民の認知度や相談窓口に関する児童生徒の認知度につきましても、国の目標を参考に目標値を50%以上と設定したところがございます。

#### ○沖田清志委員

認知度向上についてはですね、これまで実態調査を行った中で、課題を分析して、本年度から事業化して取組を進めていると承知をしています。本年度は、具体的にどのような手法で、どんな関係者の協力を得ながら普及啓発を進めているのかお伺いいたします。

また、計画には、来年度以降の予算事業までは記載できないにしても、認知度を向上させるために、現状よりも一歩踏み込んだ取組ができなければ、なかなか目標達成は難しいのではないかと考えます。さらなる工夫が必要ではないかと考えるんですけども、所見をお伺いいたします。

#### ○高齢者保健福祉課長

理解促進に向けた取組についてでございますが、道では、道民や関係機関など多くの方々に条例の理念やケアラー支援の必要性などを知っていただくため、ポスター、リーフレットなどによる周知や道のホームページ、SNSなど様々な媒体を活用した情報発信のほか、店頭でのポスター掲示などの啓発活動やケアラーに関する理解を深めるシンポジウムの開催、高校生や大学生を対象とした出前講座の実施など、様々な機会を通じて普及啓発に努めているところでございます。

今後は、市町村や学校などの関係機関、道内で広く店舗等を展開する企業などと幅広く連携いたしまして、さらなる普及啓発に努めるとともに、支援に携わる方々への研修やシンポジウムを開催するなどいたしまして、ケアラーに関する道民の認知度を高め、適切な理解の促進に取り組んでまいります。

#### ○沖田清志委員

ぜひ積極的に取り組んでいただきますよう求めておきます。

相談の場の確保も重要な対策の一つであります。しかし、素案ではですね、家族介護、医療的ケア児、ヤングケアラー等の相談のあり方について記載はされているんですが、具体的な記載が一切ないわけでありまして。ヤングケアラーについては、今年から相談窓口を設置されていると報道されていますが、どこにどうやって相談したらいいのかも計画を見てもわからないわけです。具体的な相談先などを記載することも一つではないかと思いますが、所見をお伺いします。また、既存の相談機関以外にも、より身近な地域や団体と連携するなどして、相談体制を充実させていく考えはないのか、お伺いをいたします。

#### ○高齢者保健福祉課長

相談体制についてでございますが、推進計画においては、特定の事業者名や連絡先などを掲載しておらず、具体的な相談先につきましては、ポスター、リーフレットなどの啓発資材や道のホームページなどにより周知を図っているところでございます。

また、ケアラーを早期に発見し、適切な支援につなげていくにはまずは、ケアラーを取り巻く実情や支援の必要性への理解を広げ、学校現場における教員、地域における介護事業所の職員や

民生委員・児童委員など周囲が早期に気づき、連携・協力して支援につなげていくことが必要でありまして、こうした方々への研修などを通じて、ケアラーに関する理解と連携を促進し、地域全体でケアラーの方々を見守り、支え合う環境づくりに取り組んでまいります。

#### ○沖田清志委員

相談体制の充実で聞いたんですけれども、結局それ以前には地域の理解を広げるだとか、理解促進だとかというね、そういうことが出てくるわけですよ。だからそういった相談体制を充実させるにしても、まず前段には理解の促進を図る、認知度の向上を図らなければできないわけですね。だからこそ私は最初に聞いたのが、50%の目標でいいんですかというところなんですよ。だから早くこういうことを、相談体制の充実をさせていくのであれば、認知度の向上をもっと早く、進めるといような施策というものに力を入れていただきたいと思うんですが、ぜひ今後の計画の見直しの中でも、そのことをご検討いただきますよう求めておきたいと思います。

次に、地域づくり体制についてであります。地域での取組の充実が必要なことは認識を同じにしていると思うんですけれども、ケアラーの交流の場を179市町村で整備するとしています。共生社会を実現するためには、高齢者や障がい者、医療的ケア児のケアラー、ヤングケアラーなど地域の全てのケアラーが、種別を超えて交流できる場であることが一番だと思うんですけれども、目標に掲げる交流の場というのはどのようなものを想定しているのか、より多くの方が利用できる場であるべきと考えるわけですが、各地域で整備するために、具体的にどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

#### ○高齢者保健福祉課長

ケアラーの交流の場の確保についてでございますが、周囲に悩みを相談できず、孤立しがちであるといったケアラーを取り巻く課題に因應するため、道では、市町村などと協力し、ケアラーや地域住民が広く利用できる交流の場の整備を進めたいと考えております。

このため、道では、交流拠点の立ち上げや運営方法などについて、栗山町や埼玉県など、先進的取組の事例紹介や国が策定するマニュアルの周知、地域づくり全般に関する助言などを行うアドバイザーの派遣によりまして、市町村や関係機関に対して働きかけを行い、認知症カフェなど既存の資源を活用する方法も含め、地域の実情に応じた形で、ケアラーの方々の居場所となる交流拠点が整備されるよう努めてまいります。

#### ○沖田清志委員

次に、現状ではですね、地域での取組に温度差があるのも事実であります。そのために外部からの助言等は必要だと思うんですが、道が配置する広域的なアドバイザー以外にですね、圏域毎に地域アドバイザーを配置することとしています。地域アドバイザーにはどのような役割を担ってもらえるのか、また、一定程度の知識を必要とするなら、地域で確保するのも容易ではないと思うわけでありまして、具体的にどのような要件を求める考えなのか、お伺いをいたします。

#### ○高齢者保健福祉課長

地域アドバイザーについてでございますが、ケアラーを支援するための地域づくりは、身近な

地域である市町村ごとに行われるべきではありますが、ケアラー支援の知識と経験を有する人材や社会資源の状況は地域によって様々でありますことから、道では、こうした実情を踏まえ、まずは、21の地域福祉圏域ごとに、道が実施をいたします研修を受講した社会福祉士や介護支援専門員など、介護や福祉の現場で様々な支援に携わる専門職の方々を市町村の体制整備や交流拠点の立ち上げに助言などを行う地域アドバイザーとして配置することを想定しております。

#### ○沖田清志委員

次に、これまでの取組の中では、昨年から、社会的な関心が高まったヤングケアラーの取組が先行しているように思うわけですが、これまでもあった老老介護や障がい者の地域生活支援など全てのケアラーへの支援が図られる必要があるわけであり、中でも、条例による支援を期待しているのは障がい者、障がい児の世話をする方々ではないかというように思います。「家族介護」と一括りにしているわけですが、高齢者と障がい者では地域資源にも大きな相違があるわけです。昨年の調査以外に、障がい者を支える方々の声は把握しているのでしょうか。

また、障がい者や障がい児のケアラー支援に向けて、他とは異なる支援を打ち出す必要があると考えるわけですが、所見をお伺いいたします。

#### ○障がい者保健福祉課長

障がいのある方のケアラーへの支援についてでございますが、今年度、知的障がいや精神障がいのある方などの家族の会に、ケアラー支援推進計画の考え方を説明し、必要な支援や生活上の悩みなどを伺いましたところ、ご家族からは、長時間のケアによる悩みや、自分が亡くなった後の心配などのほか、偏見をおそれ、相談しづらいといったご意見がありまして、こうした悩みに対応し、必要な支援につなげていく相談支援体制を整えることが課題と認識をしております。

道では、これまでも、障がいの特性に応じた支援につなげるため、相談支援専門員の養成や資質向上に取り組み、ご本人やご家族を支援する地域生活支援拠点を整備いたしますとともに、特に障がい児とそのご家族の支援に向けては、北海道医療的ケア児等支援センターの設置と、コーディネーターの市町村配置などを進めてきたところでございます。

今後とも、こうした取組を着実に進めまして、障がいのある方のご家族などが安心して地域で暮らせるよう、支援の充実を図ってまいります。

#### ○沖田清志委員

今後、この計画ができてですね、様々な施策を推進していくことになるわけですが、福祉サービスを提供するのは、実施主体は市町村になるわけであり、ただいきなりですね、ケアラー支援を市町村に押しつけるという言い方はよくないんでしょうけれども、実施主体がそういうことを行うということに関して、一方的であってはならないわけであり、今後、支援を進めていく上で、道と市町村はどのような役割分担をする考えなのか、お伺いをいたします。

#### ○次長兼ケアラー支援担当局長

道と市町村の役割分担についてでございますが、ケアラーが抱える悩みや負担は様々であり、複合化した課題を抱えるケースも多いことから、ケアラーとご家族を一体的に支援していく

必要があり、身近な場所で気軽に相談でき、公的サービス等による支援を受けられるよう、市町村には関係機関と相互に連携した体制づくりに取り組んでいただくことが重要と考えております。

市町村におきましては、それぞれ、サービス資源や支援に関わる人材などの基盤も異なるといった事情も踏まえ、道としては、各市町村で、相談窓口を明確化し、分野横断的にケアラー支援を行うための地域の実情に応じた連携・協議の場が設置されるよう、ケアラーに寄り添う人材を育成するための研修の実施、支援体制の構築に向け、市町村に助言を行うアドバイザーの派遣、学校と市町村をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置など、全道的に必要な取組を進め、市町村を支援していく考えでございます。

### ○沖田清志委員

ぜひしっかりと連携しながら進めていただきたいと思います。

最後の質問になりますけれども、今回示されている計画素案ではですね、今指摘をさせていただいた点以外にも、今後の実態調査のあり方、あるいは今言った市町村、関係者との協議のあり方ですとか、数値目標の再検討など、内容の修正が必要と考えるわけでありまして。素案の見直しも含めて、計画の実効性を高めるために、今後どのように取り組む考えなのか、最後に対策監の見解をお伺いいたします。

### ○少子高齢化対策監

今後の取組についてであります。道では、庁内連携会議での検討をはじめ、ケアラー経験者や支援団体、学識経験者等で構成される有識者会議での検討を経て、計画の素案を取りまとめたところであり、現在、パブリックコメントにより、広く道民の方々からご意見を伺っているところでございます。

道といたしましては、条例が目指す、「全てのケアラーとそのご家族が夢や希望を持って暮らすことのできる地域社会の実現」に向けまして、今般の計画による取組が、ケアラーの方々やそのご家族にとって、有益な支援の提供につながるものとなりますよう、支援を求める声や環境の変化などを的確に捉えていくための手法をはじめ、施策の内容などにつきましても、ケアラーご本人や経験者の皆様、支援する団体の方々からも積極的にご意見を伺いながら、有識者会議などのご議論も踏まえ、実効性のある計画となるよう取り組んでまいります。

### ○沖田清志委員

もっと本当にいろいろと言いたいことはあるんですけども、一つだけですね、私がちょっと見逃していたらごめんなさい。実態調査のアンケートとかをとるときに、プライバシーの配慮というものは、そこには記述はあるんですけども、実際に相談窓口だとか、交流拠点についてはプライバシーに配慮するという部分は、記載が見当たらなかったように思うんです。やはり若い方に見れば、他人の方に知られるのが嫌だからという部分が、やっぱり相談をためらう部分、理由も出てくると思うんですね。ぜひそうした記述をしていただくことによって、安心して相談もできるんだよという配慮も、今後の検討の中でしっかりしていただいて、実効ある計画となるように期待しまして、私の質問は終わりにさせていただきます。ありがとうございました。